

# 令和5年第2回北海道議会定例会に提案する条例案(12件)

## <新規制定条例>

### 1 北海道地球温暖化防止対策基金条例案

(経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課 (24-206))

#### ○制定内容

北海道における再生可能エネルギー等の導入等の加速化に資するための事業、省エネルギーの推進に資するための事業その他の地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現を図るために必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金として、北海道地球温暖化防止対策基金を設置する。

(施行期日 公布の日)

### 2 北海道特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定める条例案

(建設部土木局河川砂防課 (29-304))

#### ○制定内容

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する基準を定める。

#### 【標識の設置に関する基準(省令で定める基準を参酌)】

周辺の居住者又は事業者の見やすい場所に設け、次の事項を明示すること。

| 雨水貯留浸透施設の標識                                     | 保全調整池の標識                                          | 貯留機能保全区域の標識          |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------|
| ①雨水貯留浸透施設の名称<br>②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号          | ①保全調整池の名称及び指定番号                                   | ①貯留機能保全区域の名称及び指定番号   |
| ③雨水貯留浸透施設の容量(容量のない場合は、規模)及び構造の概要                | ②保全調整池の容量及び構造の概要                                  | ②貯留機能保全区域の位置         |
| ④雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨 | ③保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨 |                      |
| ⑤雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先                            | ④保全調整池の管理者及びその連絡先                                 | ③貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先 |
| ⑥標識の設置者及びその連絡先                                  | ⑤標識の設置者及びその連絡先                                    | ④標識の設置者及びその連絡先       |

※令和5年8月、国土交通大臣が千歳川流域を特定都市河川流域に指定する予定。

(施行期日 公布の日)

## <一部改正条例>

### 3 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

(総務部人事局人事課 (22-155))

#### ○改正内容

知事等の給料等を減額する。

(1) 知事等の給料月額及び期末手当

| 職       | 給料月額の減額率 | 期末手当の減額率 |
|---------|----------|----------|
| 知事      | ▲30%     | 左記と同様    |
| 副知事     | ▲13%     |          |
| 教育長     | ▲8%      |          |
| 公営企業管理者 | ▲5%      |          |
| 病院事業管理者 | ▲5%      |          |

※ 知事については、本年8月分から11月分までの給料及び12月分の期末手当につき、知事就任日(令和5年4月23日)から減額した場合と同じ効果となるよう調整。

(2) 知事の退職手当  
手当を30%減額する。

(施行期日 令和5年8月1日)

### 4 北海道税条例等の一部を改正する条例案

(総務部財政局税務課 (22-459))

#### ○改正内容

地方税法の改正に伴い、軽油引取税、自動車税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

(1) 軽油引取税

- ・ 日本国内で活動するオーストラリア軍隊が公用に供する軽油の輸入をした場合等に、軽油引取税を課さない措置を講ずる。

(2) 自動車税

- ・ 環境性能割について、税率区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる(第1段階目の引上げは令和6年1月、第2段階目の引上げは令和7年4月)。
- ・ 環境性能割及び種別割について、自動車メーカーの不正により生じた納付不足額に係る加算割合(現行10%)を35%に引き上げる。

(3) その他

- ・ 掲示場に掲示して行っている公示送達について、インターネットを利用する方法等を導入する。
- ・ 徴税吏員の質問検査権に係る行為の明確化 等

(施行期日 一部を除き、令和6年1月1日)

### 5 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(総務部財政局税務課 (22-459))

#### ○改正内容

離島振興法の改正に鑑み、離島振興対策実施地域における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除の適用期間の延長等の措置を講ずる。

(1) 離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限

[現行] 令和5年3月31日まで [改正後] 令和15年3月31日まで(10年延長)

(2) 離島振興対策実施地域における課税免除の適用対象

- ・ 離島振興計画に記載された産業振興促進区域において設備を新增設した事業者等に限る。
- ・ 過疎地区において畜産業又は水産業を営む個人の事業者を除く。

(施行期日 公布の日)

### 6 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部総務課 (25-104))

#### ○改正内容

余市町及び釧路町が建築基準法の特定行政庁でなくなったことに鑑み、北海道福祉のまちづくり条例に基づく事務を処理する町について改正を行う。

※ 余市町及び釧路町から公共的施設の新築等の届出の受理等の権限を引き上げる。

(施行期日 公布の日)

**7 道路交通法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案**

(警察本部総務部会計課 (251-0110 (内線2247)))

|                                                                                                                    |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| <b>○改正内容</b>                                                                                                       |                   |
| 道路交通法の改正に鑑み、運転免許試験場のコースの使用許可に係る使用料の区分について所要の改正を行うとともに、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の運転による交通の危険を防止するための講習の事務に係る手数料について定める。 |                   |
| (1) 運転免許試験場のコースの使用許可に係る使用料の区分における自動車等の種類の変更<br>「原動機付自転車」→「一般原動機付自転車」                                               |                   |
| (2) 新設する手数料                                                                                                        |                   |
| 手数料の名称                                                                                                             | 金額                |
| 講習手数料                                                                                                              | 講習 1 時間につき 2,000円 |

(施行期日 公布の日)

**8 北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

(警察本部交通部交通規制課 (251-0110 (内線5185)))

|                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>○改正内容</b>                                                                                                    |  |
| 国が定める高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準の改正に鑑み、歩車分離式の歩行者用信号機に従う対象に遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）及び特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を加える。 |  |

(施行期日 公布の日)

**法令改正等に伴う規定の整備**… 4 件

| No | 条例案名                                                           | 改正内容                         | 施行期日 |
|----|----------------------------------------------------------------|------------------------------|------|
| 9  | 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課 (25-104)）          | こども家庭庁の設置に伴い、規定の整備を行う。       | 公布の日 |
| 10 | 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（建設部総務課 (29-103)）              | 租税特別措置法施行令の改正に伴い、規定の整備を行う。   | 公布の日 |
| 11 | 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（建設部総務課 (29-103)）               | 宅地造成等規制法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行う。 | 公布の日 |
| 12 | 北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 (35-603)） | 博物館法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行う。     | 公布の日 |